二　審査に用いなかつた投票用紙　審査の期日から法第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟の出訴期間が経過する日までの間（当該訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は当該経過する日のうちいずれか遅い日までの間）

第十一条第二項中「審査の投票及び投票録その他審査の投票に関する書類並びに審査の開票録その他審査の開票に関する書類」を「審査の投票等」に、「前項の期間」を「前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間」に改める。

第十二条第一項中「第八条」を「第九条」に改め、同条第二項を削る。

第十三条中「第四十八条第三項及び第四項」を「第四十八条第五項及び第六項」に改め、「）及び開票」の下に「（同令第七十八条第五項及び第六項の規定による繰延開票の通知に関する部分を除く。）」を加える。

第十四条中「、当該」を「当該」に、「の総数」を「及び審査の告示の日現在において当該都道府県の区域内の市町村における同条の在外選挙人名簿に登録されている者の総数」に改める。

第十五条中「十年間」を「五年間（最高裁判所裁判官国民審査法第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなつた日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）」に改める。

第十六条中「第十二条第一項」を「第十二条」に改める。

第十八条第四号中「審査の当日」を削り、「第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる者がする」を「第四十九条第一項及び第四項の規定による」に改め、「に要する費用」の下に「、同条第二項の規定により行われる同法第四十九条第二項に規定する郵便等による送付に要する費用並びに法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十九条第七項及び第九項の規定により行われる送信に要する費用」を加え、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、同条第六号中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　法第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十九条の二第一項第二号の規定により行われる投票に関する費用

第十九条第二項中「裁判官の氏名等の掲示には」を「法第五十二条第一項に規定する政令で定める事項は」に改め、「氏名及び」を削り、「掲示事項」を「任命年月日等」に、「を掲載しなければならない」を「とする」に改める。

第二十条第一項中「掲示事項」を「氏名及び任命年月日等」に改める。

第三十三条第二項中「及び別記様式備考第一号」を削る。

別記様式を削る。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第二条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四十五条中「書類」の下に「（当該選挙に用いなかつた投票用紙を含む。）」を、「任期間」の下に「（当該選挙に用いなかつた投票用紙にあつては、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める期間）」を加え、同条に次の各号を加える。

一　衆議院議員又は参議院議員の選挙　当該選挙の期日から当該選挙についての法第二百四条若しくは第二百八条の規定による訴訟の出訴期間が経過する日又は当該訴訟が係属しなくなつた日のうちいずれか遅い日までの間（同日前に当該選挙に係る衆議院議員又は参議院議員の任期が終了した場合には、その終了の日までの間）

二　地方公共団体の議会の議員又は長の選挙　当該選挙の期日から当該選挙についての法第二百二条若しくは第二百六条に規定する異議の申出期間が経過する日、法第二百二条若しくは第二百六条に規定する異議の申出に対する決定若しくは審査の申立てに対する裁決が確定した日又は法第二百三条若しくは第二百七条の規定による訴訟が係属しなくなつた日のうちいずれか遅い日までの間（同日前に当該選挙に係る地方公共団体の議会の議員又は長の任期が終了した場合には、その終了の日までの間）

第六十五条の九第二項中「除く」を「除き、当該選挙に用いなかつた投票用紙を含む」に改め、「任期間」の下に「（当該選挙に用いなかつた投票用紙にあつては、当該選挙の期日から当該選挙についての法第二百四条若しくは第二百八条の規定による訴訟の出訴期間が経過する日又は当該訴訟が係属しなくなつた日のうちいずれか遅い日までの間（同日前に当該選挙に係る衆議院議員又は参議院議員の任期が終了した場合には、その終了の日までの間）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（令和五年二月十七日）から施行する。

（適用区分）

第二条　第一条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法施行令（以下この条において「新令」という。）の規定（新令第六条、第十条、第十一条及び第十五条の規定を除く。）は、この政令の施行の日以後その期日を告示される審査について適用し、この政令の施行の日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百六条の表第四十五条の項、第百十四条の表第四十五条の項、第百十七条の表第四十五条の項、第百八十四条の表第四十五条の項、第二百十三条の五第一項の表第四十五条の項、第二百十四条の四の表第四十五条の項及び第二百十五条の四の表第四十五条の項中「任期間」の下に「（当該選挙に用いなかつた投票用紙にあつては、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める期間）」を加える。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第四条　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の表第四十五条の項を次のように改める。

第四十五条	書類（当該選挙	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間（当該選挙に用いなかつた投票用紙にあつては、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める期間）
	書類（合併協議会設置協議についての投票	合併協議会設置協議についての投票の結果が確定するまでの間

（大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正）

第五条　大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成二十五年政令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第八条の表第四十五条の項を次のように改める。

第四十五条	書類（当該選挙	当該選挙に係る衆議院議員、参議院議員又は地方公共団体の議会の議員若しくは長の任期間（当該選挙に用いなかつた投票用紙にあつては、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める期間）
	書類（特別区の設置についての投票	特別区の設置についての投票の結果が確定するまでの間